

滞納整理推進のためのテレビスポット放送等業務募集要領

1 募集する事項

- (1) 業務名 滞納整理推進のためのテレビスポット放送等業務
- (2) 業務の仕様等 募集要領及び仕様書による
- (3) 履行期間 契約締結日から平成29年3月31日まで
- (4) 概算予算額 8,100,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

2 募集要領及び仕様書の交付場所及び交付期間

- (1) 担当課
郵便番号 790-0001
松山市一番町四丁目1番地2
愛媛地方税滞納整理機構総務課
電話 089-913-5886
FAX 089-941-7593
- (2) 交付場所
愛媛地方税滞納整理機構ホームページに掲載するほか、総務課で交付します。
- (3) 交付期間
平成28年4月13日（水）から平成28年4月25日（月）まで

3 応募資格に関する事項

応募する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものであることを要します。

なお、資格要件確認のため、愛媛県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 参加申請書の提出日から契約までの間、愛媛地方税滞納整理機構会計規則（平成18年機構規則第10号。以下、「会計規則」という。）に基づき、入札参加資格者名簿（以下、「有資格名簿」という。）に登載され、登録種別に「役務の提供」として登録のある者。
（有資格名簿に登載されていない者は、企画提案書の提出前に、会計規則第53条に基づく入札参加資格の確認を受けること。）
- (4) 平成27年4月1日以降に、在愛媛県民放テレビ放送局（3局以上）での放送実績を有すること。
- (5) 国又は地方公共団体による指名停止処分を受けている者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次の②から⑦までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していない法人その他の団体又は個人。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 応募資格の確認方法

- (1) テレビスポット放送提案書の提出日から契約までの間、会計規則に基づき、入札参加資格者名簿に登載されている場合は、応募資格を有しているとみなしますので、特に申請の必要はありません。
- (2) 入札参加資格者名簿に登載されていない場合は、会計規則様式第34号「競争入札参加資格審査申請書」、様式2「誓約書」及び様式3「営業概要書」を平成28年4月25日(月)15時までに2の(1)の場所に持参又は郵送(平成28年4月25日(月)15時までに担当課へ必着)してください。
なお、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。
- (3) 応募資格の確認
(2)で提出された書類を審査のうえ、応募資格の適否を決定します。
応募資格の確認結果は、平成28年4月28日(木)までに通知します。

5 応募の手続き

様式1「放送計画書」の提出により行ってください。

- (1) 放送計画書の提出場所
2の(1)に同じ。
- (2) 受付期間
平成28年5月11日(水)8時30分から17時まで
- (3) 提出方法
持参のみとする。

6 委託事業者の決定方法

- (1) 概算予算額の範囲内で、放送計画書に記載された放送局毎、区分毎の放送回数に別表の価格を掛けて得た額が最高額の者を相手方として、仕様書の放送回数を提出された放送計画書に記載された放送回数に変更して契約します。
- (2) (1)の最高額が同額の放送計画書を提出した者が2人以上あるときは、そのうち、最低額の見積書を提出した者を契約の相手方とします。
- (3) (2)の最低額の見積書を提出した者が2人以上あるときは、改めて入札を行い、愛媛地方税滞納整理機構会計規則第56条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって入札を行った入札者を落札者とします。

7 入札について

- 6(3)の事態が生じた場合のみ、次のとおり入札を実施します。

(1) 入札及び開札の日時並びに場所等

ア 日 時 平成28年5月13日(金) 14時00分

イ 場 所 松山市一番町四丁目1番地2

愛媛地方税滞納整理機構会議室

(2) 入札保証金

入札書の提出期限までに、見積金額(見積る契約金額)の100分の5以上に相当する金額を納付してください。ただし、愛媛地方税滞納整理機構会計規則(平成18年機構規則第18号)第61条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除します。

8 その他

(1) 契約保証金

契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付してください。ただし、愛媛地方税滞納整理機構会計規則第77条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除します。

(2) 応募の無効

この公告に示した応募資格がない者が応募をしたとき、応募者に求められる事項を履行しなかったとき、その他会計規則第64条各号のいずれかに該当するときは、当該応募者の応募は無効とします。

(3) 契約書の作成の要否

要する。

(4) 契約の停止など

愛媛地方税滞納整理機構管理者に提出する申請書類等の記載事項に相違があることが判明したときは、契約を停止し、又は解除することがあります。

(別表)

(消費税及び地方消費税を除く)

放送局 区分	南海テレビ	愛媛朝日	あいテレビ	テレビ愛媛
A	260,000	260,000	260,000	260,000
特B	160,000	180,000	180,000	180,000
B	100,000	120,000	120,000	120,000
C	60,000	60,000	60,000	60,000

仕 様 書

1 業務名

滞納整理推進のためのテレビスポット放送等業務

2 目的

愛媛地方税滞納整理機構と県、市町が連携して地方税の滞納整理に取り組む姿勢を広く県民に周知するとともに、滞納者に対して注意喚起を促すため、テレビスポットを利用した普及啓発を行う。

3 事業概要

愛媛県内の民間放送会社4社において、愛媛地方税滞納整理機構の制作したテレビスポットCF（15秒）を次のとおり放送するとともに、テレビスポットと連携したパブリシティを展開する。

なお、各社の放送回数は概ね均等にするとともに、幅広い層が視聴し、効果的に訴求できるよう時間帯や番組等を考慮して編成すること。

また、CFは以下の3期ごとに内容が異なるシリーズ広告である。

(1) 第1期

ア 放送期間

平成28年6月20日（月）から平成28年6月29日（水）まで毎日

イ 放送回数

52回（1社につき13回×4社）以上

内 訳

Aタイム	8回以上（ただし、各社最低2回）
特B（S）タイム	12回以上
Bタイム	16回以上
Cタイム	16回以上

(2) 第2期

ア 放送期間

平成28年12月1日（木）から平成28年12月10日（土）まで毎日

イ 放送回数

52回（1社につき13回×4社）以上

内 訳

Aタイム	8回以上（ただし、各社最低2回）
特B（S）タイム	12回以上
Bタイム	16回以上
Cタイム	16回以上

(3) 第3期

ア 放送期間

平成29年2月1日（水）から平成29年2月10日（金）まで毎日

イ 放送回数

52回（1社につき13回×4社）以上

内 訳

Aタイム	8回以上（ただし、各社最低2回）
特B（S）タイム	12回以上
Bタイム	16回以上
Cタイム	16回以上

*区分毎の放送回数を変更する必要がある場合は、同ランク以上の区分に変更すること。

(4) テレビスポットと連携したパブリシティ

各社の自社放送番組枠（ローカルニュースや情報番組等）において、当機構の活動状況等の話題を取り上げ、視聴者へ紹介することで、テレビスポットへの関心や愛媛地方税滞納整理機構の認知度が高まるようなパブリシティを第1期放送前に必ず設けること。

また、その他の媒体等において、効果が得られるものがあれば、パブリシティを行うこととし、それらの諸準備や関係者との調整等も併せて行うこと。

4 その他留意事項

- (1) 放送用データは、各社ごとにHDCAMにて、指定日までに提供する。
- (2) 業務を進めるに当たっては、機構の担当者と十分な打ち合わせを行うこと。
- (3) テレビCFは平成27年度に放送したものと同一CFであり、内容は機構ホームページで視聴できる。

委 託 契 約 書

愛媛地方税滞納整理機構管理者 野志 克仁（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）とは、次の条項により

契約を締結する。

（委託事業の内容）

第1条 甲は、滞納整理推進のためのテレビスポット放送等業務（以下「委託業務」という。）を別添仕様書により乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託料）

第2条 甲は、乙に対し、委託料として、金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）を支払う。

（委託の期間）

第3条 乙は、この契約締結の日から平成29年3月31日までの間に委託業務を行うものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、免除する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（計画書）

第6条 乙は、この契約締結後、速やかに計画書を提出し、甲の承認を受けるものとする。

（計画の変更）

第7条 乙は、計画書の内容を変更しようとするときは、事前に変更計画書を提出し、甲の承認を受けなければならない。

(完了報告及び完了検査)

第8条 乙は、業務が完了したときは、書面をもって、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に、完了検査を行うものとする。

(委託料の支払)

第9条 乙は、前条第2項の検査完了後、委託料の支払を請求するものとし、甲は請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(秘密の保持)

第10条 乙は、委託事業の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 乙は、前項に違反して甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

(1) この契約に違反したとき。

(2) この業務を遂行することが困難であるとき。

(3) 乙又は乙の役員等（乙の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事業所をいう。）を代表する者をいう。）若しくは実質的経営をしている者が、愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等と認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は委託料の全部又は一部を支払わないことがある。

(損害賠償)

第12条 乙は、その責めに帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として、甲に支払わなければならない。

(契約外の事項)

第13条 本契約に定めのない事項については、愛媛地方税滞納整理機構会計規則によるものとし、同規則に定めのない事項については、甲乙は、誠意をもって協議し、これを定める。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年 月 日

甲

愛媛県松山市一番町4丁目1番地2

愛媛地方税滞納整理機構

管 理 者 野 志 克 仁

乙